

第5回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成20年8月22日(金) 午前10時45分から正午まで

○開催場所：県庁共用第3会議室(本館棟4階)

(事務局)

それでは、まだ岡山委員さんと金委員さんがお見えになっておりませんが、予定時刻がまいりましたので、ただいまから山口県人権施策推進審議会の第5回の会議を開催させていただきます。今回の会議の開催にあたりましては、事務局の時間調整の不手際によりまして、各委員さんには多大なご迷惑をお掛けしましたことをまずもって深くお詫びを申し上げます。

次に、本日が委員改選後の最初の審議会でもありますことから、写真を撮影をさせていただきますことを御了承願いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは先ず、審議会の開催にあたりまして環境生活部長がごあいさつを申し上げます。

(環境生活部長)

皆様、おはようございます。山口県人権施策推進審議会の開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。本日は、大変お忙しい中、第5回の審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本審議会は人権にかかる施策の推進につきまして、広く県民の皆様から御意見をお伺いし、県政に反映させることを目的に、平成18年の4月に設置したものでございます。本日は委員改選後初めての会議になります。この度の委員改選にあたりましては、皆様それぞれ大変お忙しい立場にあるにもかかわらず、快く委員に御就任いただき、重ねて厚くお礼申し上げます。特に前期に続き御就任いただいております委員の皆様には、引き続き御苦勞をお掛けすることとは存じますが、どうかよろしく願いしたいというふうに思います。

さて、今年是世界人権宣言が採択されて60周年になります。世界人権宣言が謳う基本的人権の意義や重要性の再認識の下、国際的にも国内的にも人権が尊重された社会の実現に向けた取組がなされております。しかしながら、人権を取り巻く状況は、女性や子ども、高齢者、障害者などの社会的に弱い立場にある方々に対する虐待やいじめなど、御案内のとおり毎日のように人権侵害の報道がなされており、依然として憂慮すべき状況にあるというふうに考えております。

県といたしましても、このような社会的な背景を踏まえまして、昨年の6月に当審議会からの答申をもとにいたしまして、平成14年3月に策定した山口県人権推進指針の一部改定を行って、市や町、関係機関とも連携しながら人権推進指針に基づいた取組を現在推進しているところでございます。今後とも審議会の御意見をいただきながら、総合的な人権施策の推進に全力で取り組んでまいり所存でございますので、どうか委員の

皆さま方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、ここで本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。本日は、18名の委員中、まだ2名お見えになっておりませんが、16名の委員さんが御出席の予定でございます。委員の過半数を超えておりますので、審議会規則第5条の規定によりまして、本日の会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、初めてでございますので、委員の皆さま方を名簿に従いまして、まず窓側にお座りの委員から御紹介を申し上げます。

(委員紹介)

(事務局)

最後に本日御欠席ではございますが、国兼委員、作良委員を御紹介申し上げておきたいと思っております。引き続きまして、県職員の紹介を申し上げます。

(県職員紹介)

(事務局)

続きまして当審議会の幹事を御紹介いたします。審議会規則第7条の規定に基づき、知事が任命した者でございます。お手元に配布をいたしております名簿のとおりでございます。時間の関係上、紹介は省かせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議題の審議に先立ちまして皆さま方に御報告申し上げます。本審議会は公開を原則としております。従いまして、審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページには審議内容の要旨を掲載する予定としております。また、議事録の作成に正確を期すため、審議内容につきましては、録音させていただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきますが、審議会規則では、議事は会長であります議長が進行することとなっておりますが、本日は、委員改選後、初の審議会でありまして、会長が選任されておられませんので、会長の選任につきましては、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

御異議がないようでございますので、そのように進めさせていただきます。会長につきましては、審議会規則第4条におきまして、委員の互選により定めることとされております。そこで、どなたか御推薦があればお願いしたいと思います。

(岩城委員)

事務局に案がありますでしょうか。

(人権対策室次長)

ただいま岩城委員さんの方から、事務局案があればということでございましたので、事務局案といたしましては、三島委員さんに会長をお願いしてはというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

(事務局)

ただいま事務局案として、三島委員さんに会長をとの提案がありましたが、いかがででしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

皆様の御賛同をいただきましたので、会長は三島委員さんをお願いすることに決定をいたしました。なお、会議の議長は、審議会規則第5条の規定により、会長が務めることとなっております。恐れ入りますが、会長さんには議長席へ移動いただき、以後の議事進行につきましてよろしく願いいたします。

(議長)

失礼いたします。それでは、皆様の御賛同を得まして会長の大役を引受けすることになりました。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

さて、わたくしが申すまでもなく、人権の問題は、今日、人類共通の普遍の課題というふうに認識される時代となっております。本県におきましても、平成18年度に本審議会が設置され、そして幅広く、様々な分野の方々からの御意見等を承り、それらが着実に県政に反映され、諸施策が展開されてきているところでございます。

そのような中で、本審議会も2期目を迎え、本日は、委員改選後の初めての会議でございます。委員の皆さま方には、それぞれのお立場から、県民一人ひとりの人権が尊重された地域社会の実現、ひいては、住みよさ日本一の県づくり、あるいは地域づくりに向け、活発な御意見をいただくことを強く期待しております。私といたしましても、もとより微力ではございますけれども、会長としての重責を果たすべく、最善の努力を尽くしていきたいと思っております。皆さま方には、何とぞ格別の御支援、御協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。本日の審議終了時間は、正午を予定しております。どうぞ皆さま方の御審議の御協力のほどをお願い申し上げます。

まず、お手元の審議会次第にございますとおり、私が会長として賛同いただきましたけれども、議題1の副会長の選任に入りたいと思います。審議会規則第4条の規定によりまして、副会長は委員の互選となっております。どなたか御推薦がありましたらお願い申し上げます。はい。お願いします。

(安光委員)

引き続きですね、加屋野委員さんをお願いしたらどうかと思いますが。

(議 長)

加屋野委員の御推薦がございましたけれども、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(議 長)

ありがとうございます。では、御異議ないので、加屋野委員に引き続き副会長をよろしくお願いいたします。一言ごあいさつをお願い申し上げます。

(加屋野委員)

失礼いたします。副会長に御推挙いただきましたので、誠に重責ではございますが、精一杯努めて参りたいと存じます。皆様方の御協力をお願いいたします。

(議 長)

どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、続いて議題2の山口県人権推進指針について事務局から説明をお願いします。

(人権対策室次長)

皆さん、おはようございます。それでは私の方から、山口県の人権推進指針について概略を御説明させていただきます。再任の委員さんには、既に十分御承知のことではございますけれども、新たに御就任していただきました委員さんもいらっしゃいますので、簡単に概略を御説明させていただきます。

それでは、お手元に青い冊子を配布いたしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。この山口県人権推進指針は、あらゆる人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針といたしまして、平成14年の3月に策定をいたしましたものでございます。

内容について御説明をさせていただきます。お手元の指針の目次をお開きいただきたいと思っております。3枚目になると思いますが、すいません、大変失礼しました。今、冊子をお配りしておりますので、3枚目に目次の項目がございます。それを御覧になっておわかりのとおり、この指針は5部の構成といたしております。第1が策定にあたって、第2が指針策定の背景、第3といたしまして指針の基本理念・キーワード、第4として施策の推進、最後に第5として推進体制という構成になっております。そのほか、資料といたしましては、世界人権宣言や日本国憲法などを掲載いたしております。

それでは、1ページを御覧をいただきたいと思っております。まず、第1の指針策定にあたってでございます。本指針は、人権の世紀、21世紀を迎え、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けまして、幅広い人権課題の対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために策定したものでございます。2番目の指針の性格といたしましては、先ほど申し上げました指針の趣旨を踏まえまして、県をはじめとするそれぞれの役割分担をお示しをしております。県といたしましては、県民の人権を尊重した行政を推進いたしますとともに、広範にわたる人権諸施策を総合的、計画的に推進するための指針といたしております。

市町に対しましては、県と連携の取れた一体的な施策の推進を図るとともに、地域住民に密着した積極的な取組が実施されることを期待をいたしております。また、県民や団体等に対しましては、それぞれが主体者としての認識の下に、実効のある活動が展開されることを期待をいたしております。次に、指針の期間でございますけれども、平成14年度、2002年度から平成22年度、2010年度までの9年間といたしております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。2ページから4ページにかけては、第2、指針策定の背景ということでお示しをいたしております。人権を巡る国内外の状況及び山口県の状況、合わせまして人権課題等の状況について記述をさせていただいております。

続きまして、5ページを御覧をいただきたいと思っております。5ページには第3といたしまして、指針の基本理念・キーワードをお示しをいたしております。基本理念につきましては、山口県民すべてが一生の間、家庭・地域・職場・学校・施設・その他あらゆる場において自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を共に営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いのちの主体者であるという人間尊重を基本的な考え方として、総合的に人権に関する取組を推進するということを基本理念としてお示しをいたしております。また、この指針におきましては、他県にない本県の特徴といたしまして、基本理念に基づいた取組を推進するために、「命」、「自由」、「平等」、「共生」をキーワードといたしまして、この4つの視点を念頭に置きながら、施策を推進をすることといたしております。

次に6ページをお開きをいただきたいと思っております。6ページからの第4、施策の推進におきましては、大きく3つをお示ししておりますが、1といたしまして、人権を尊重した行政の推進ということにおきましては、県が行うすべての業務は、何らかの意味で人権に関わりがある、人権と無関係の部署はないということを踏まえまして、職員一人ひとりが県民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、人権尊重の視点からの業務の点検・見直し、適正な情報公開の実施など、人権に配慮した取組の推進や職員研修の充実を図ることといたしております。

次に、2の人権教育・人権啓発の推進におきましては、まず、1つ目に人権教育の推進といたしまして、学校や地域社会における取組、家庭教育への支援に向けた取組を推進することといたしております。また7ページの人権啓発の推進といたしましては、3点を掲げております。1つには、基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動の推進、2つ目に、県民の自主的な人権学習の取組について、資料や情報の提供などの支援の推進、3つ目といたしまして、啓発内容、啓発手法等の検討を掲げております。

次に、8ページを御覧をいただきたいと思っております。3の相談支援体制の充実におきましては、相談体制の充実並びに相談者等への支援の推進を図ることといたしております。

続いて、9ページを御覧いただきたいと思っております。4の分野別施策の推進におきましては、9ページから23ページにかけては、個別の人権課題に関わる現状と課題、基本方針につきましては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、感染症患者等、ハンセン病問題、罪や非行を犯した人、その他の人権課題の10の分野につきましては、それぞれ記述をいたしております。なお、この分野別施策の推進の分野につきましては、指針策定後一定の年数が経過をいたし、個別の人権課題を取り巻く環境が変化を

してきているということから、平成18年度に当審議会に見直しに係る諮問をいたしまして、昨年5月に答申をいただきました。その答申を基に、昨年6月に改定を行ったものでございます。

最後になりますが、24ページを御覧をいただきたいと思っております。24ページには第5として、推進体制をお示しをいたしております。先ず、1には、それぞれの取組といたしまして、この指針の目指す県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のためには、県民、民間団体、企業においてもそれぞれ果たす役割がございます。行政との協力と理解の下に活動をしていく必要があるというふうに記述をいたしております。次に、2の推進体制といたしましては、県庁内における推進体制の整備や、行政や民間団体等からなる推進組織の設置を検討することといたしております。本審議会につきましても、この指針に係る推進体制の整備の一環として設置をいたしたものでございます。

概略ではありますけれども、以上で指針の説明を終わらせていただきますが、委員の皆様におかれましては、改めて指針の内容について十分御理解をいただきますよう、お願いを申し上げて説明を終わらせていただきます。以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の方から山口県人権推進指針について、その概要説明がございましたが、何かこれについて御質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。はい。それでは続いて次の議題でございますけれども、議題3の人権に関する県民意識調査の実施について、引き続き事務局から説明をお願いします。

(人権対策室次長)

それでは、引き続きまして人権に関する県民意識調査の実施について御説明をさせていただきます。お手元に資料として人権に関する県民意識調査の実施計画、2枚もののペーパーがございますので、それを御覧をいただきたいと思っております。人権に関する意識調査につきましては、かねてから、本審議会からも御意見をいただいております。事務局といたしましても、本県においては、人権問題全般に関する県民意識調査をこれまで実施したことがないということ、また、先ほど御説明をいたしました指針の期間が平成22年度末までとなっており、その後の指針の在り方を検討する必要がある等から、調査の実施につきまして鋭意検討を重ねまして、本年度実施をすることにしたところでございます。

調査の対象につきましては、県内に居住する20歳以上の男女4000人といたしまして、市町の住民基本台帳から無作為抽出をすることといたしております。抽出に当たりましては、山口県未来デザイン21に掲げる県内8つの広域生活圏ごとに、それぞれ500人の抽出数を割当てまして、全体として、4000人といたしております。1枚をおめぐりいただきまして、調査項目及び設問数でございます。調査項目につきましては、人権問題一般をはじめ、指針に示しております女性から始まりまして、犯罪被害者の保護までの個別の人権課題、最後に、県の人権施策の取組についてということにいたしております。設問数につきましては、そこにお示しのとおりで全体で20問でございますけれども、これに関連質問がございますので、関連質問5問を合わせまして、全体

では25問を設定をいたしております。調査の方法につきましては、郵送法によりまして、無記名方式といたしております。調査の期間につきましては、9月末までを予定をいたしております。なお、調査の期間中におきましては、1回の督促を行い、より多くの方々から御回答をいただくような方策も講じてまいりたいというふうに考えております。

それでは、調査票の内容について引き続き御説明を申し上げます。人権に関する県民意識調査というのを御覧をいただきたいと思っております。まず、1枚をお開きいただきまして、1ページから3ページにかけましては、人権についての意識や考え方をお尋ねをいたしますということで、基本的人権に関する認知度や、関心のある基本的人権、さらには、山口県人権推進指針の周知度、人権侵害を受けた経験等についてお尋ねをすることといたしております。次の4ページから10ページにかけましては、指針にお示しをしております個々の人権課題につきまして、人権上の問題点をお尋ねすることといたしております。次に、10ページから11ページにかけましては、山口県の人権に対する取組につきまして、人権に関する今後の取組方策や指針に盛り込むべき人権課題についてお尋ねをすることといたしております。人権に関する意識調査に関する設問は、以上の25問を設定をいたしておりますが、最後に、調査票記入者御自身に関する事柄といたしまして、性別・年齢・職業・お住まいの市町をお聞きすることといたしております。

調査の内容につきましては、以上でございますけれども、今後の予定につきまして若干御説明を申し上げます。調査につきましては、先ほど御説明いたしましたように、9月末を目途に調査票の回収をいたしまして、その後、集計を行った上でデータを統計的に分析し、年度末を目途に、取りまとめを行いたいというふうに考えております。それにつきましては、また、本審議会にも御報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上で人権に関する意識調査について御報告させていただきました。以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございました。現在、予定されております人権に関する県民意識調査について御説明いただきましたけれども、何かこのことに関して皆さま方から御質問等ございましたらお願い申し上げます。高木委員、どうぞ。

(高木委員)

ちょっとお尋ねしたいんですけど、実質的に今までできなかったというのは、何か理由があるのですか。それが一つとですね、この意識調査につきまして、回収率をどの程度に見ておられるか、お聞きしたいと思います。

(議長)

先に、質問をいただきたいと思っておりますので、中島委員、続いてお願いします。

(中島委員)

調査対象者の、先ほど説明していただいた4番に当たる部分ですが、各ブロック、県内を8つの地域に分けて各500という割当になっているわけですがけれども、一つ気になるのはデータ上の部分で、信ぴょう性の問題を含めてですけども、長門地域の場合に、

長門市だけなんです。長門市の人口等も含めてあるでしょうけれども、ここで500まるごと行うこと。ほぼ同規模的な部分を含めて言えば、例えば周南地域の場合には、周南市・下松市・光市と、そういう意味では、長門市より人口的に言えば多い部分が3つも固まっていると。そこを500のサンプルを出していくと。下関の場合にはわかるんです、人口の関係でいけば、30万近い部分の人口がありますのでわかりますけれども、長門市の500という部分で、全体の4000の関係からいくと、バランス的にどうなのかと。私どもは素人ですから、統計の関係では、そういう意味では、岩国地域から長門地域までの、こういう該当する市町でいわゆる全県的な部分を見る場合に、通常、県が他の調査をやられる場合に、やはり長門地域1市だけにしておられるのかどうかということも含めて、今の段階でわかればお答えしたいと、そういうふうに思います。

(議長)

はい。それでは、今、高木委員及び中島委員からいただきました質問について事務局の方からお願いします。

(人権対策室次長)

はい。高木委員さんそれから中島委員さんの御質問にお答えいたします。高木委員さんからのこれまでできなかった理由ということでございますけれども、これまでは、御案内のとおり、同和問題も含めまして、それぞれほかの女性とか、子ども、障害者、高齢者、そういった個々の人権課題を所管しております関係課の方で、それぞれの課題を解決していくためのアンケート調査というものは当然実施をいたしておりました。この審議会が、平成18年の4月に設置をされまして、一つその人権という視点から見たときに、それぞれの人権課題についてどんな問題があるのか、そういった県民の意識をぜひ把握する必要があるのではないかと御意見もいただきましたし、私ども事務局といたしましても、そういったことを、これまで人権という視点で見たものがございませんでしたので、できなかったということではなくて、そういう視点で今回やってみようではないかということでございます。それと、回収率でございますけれども、これにつきましては、何とも申しようがございませんが、従前ですね、平成8年度の同和教育に関して行った調査がございますけれども、これにつきましては、60%近い回収率がございます。ただ、督促を何回やるかとか、督促をやらないとかありますが、一般的な人権問題という以外の分野で、いろんな県政の世論調査等を県でもやっておりますけれども、それらを見ても、30から40%程度ではないかというふうに思います。回収率については、なるべく多くの皆さん方から回答をいただくような工夫は凝らしてみたいと思っておりますけれども、今の時点では、何とも申しようがございません。

それから、中島委員さんからの、広域圏単位で500本のサンプルを割り当てることにしているが、そのうち長門については1地域、長門市だけが500本のサンプルの割当てになるということと、それ以外の地域についてのそれぞれの統計学的に見た中で、こういった割当てによる分析がどうなのかという御意見だったと思っておりますけれども、統計学的に申し上げますと、その標準偏差というのがございまして、これが95%以上であれば、統計学的に見て、例えば今100回やったら95回同じ結果が出るということがございますので、統計学的には有効な数字だというふうに言われております。長門地域につきましては、1市という、合併もしたこともございますので、長門市だけになっ

ております。このサンプル数が500本でございますけれども、これにつきましては抽出サンプル数の10倍以上の人口数がある場合には、調査精度というのは、ほぼ一定になるというふうに統計学上されております。それが具体的にどういうことかといいますと、なかなか申し上げづらい部分がございますけど、そういったことございまして、長門市につきましても、統計学的に有効な結果が得られるというふうに考えております。以上でございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(中島委員)

お聞きしたのは、長門市の関係が500で、信ぴょう性等の問題も含めて、統計学にはそれでどうなのかというのをお聞きしたのではないのですよ。全体のバランスとして、例えば人口を比較すると同等かもしくは長門市より人口が多いところが、2つ3つ重なっておるところが全体で500のピースがあると、長門地域は長門市だけで500のピースでしょ。他とのバランスはどんなものですか、統計学上どうなるんですかということをお聞きしたのです。

(人権対策室次長)

失礼いたしました。今、他の人口数が異なる地域との問題でございますけれども、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、人口が多い少ないにかかわらず、抽出のサンプル数、いわゆる地域ごとの500本というサンプル数の10倍以上の人口があれば、調査精度は一定になるということでございまして、例えば、個別に下関と長門を比べてみますと、人口数そのものが相当違うわけでございますけれども、これを標準偏差をもって比較してみますと、その精度は、下関地域が標準偏差プラスマイナス4.38、100から引く数字でございますけれども、4.38。長門地域がプラスマイナス4.35ということで、0.03しか変わらないということで、有効な分析を得るための数字としては精度に変わりはないということでございます。

(議長)

いかがでしょうか。

(中島委員)

よくわかりませんが、それは統計学にはそうであろうと思います。

(議長)

今の回答を私なりに解釈してまいりますと、人口数の大小があれども、最低数として500あったら、その結果は、その人口数とだいたい比例してくると。500を割っていると、そこに歪みが出るかもしれませんが、説明を聞いていると、とりあえずそれぞれの市町が人口にアンバランスはあれども、500という単位が、基本的には人口の大小があれども同じような山型を示してくるベースになるという回答というふうに、私は理解いたしましたけれども。

(人権対策室次長)

そのとおりでございます。先ほどから、サンプル数の10倍ということを申し上げておりますが、要は具体的に申し上げますと、長門地域ではサンプル数は500な訳ですね。下関地域も500と。500の10倍以上の人口数があれば変化がないということでございます。長門の場合には、人口数が3万4230人、20歳以上の居住者の方の数でございますけれども、3万4230人ということで、500×10倍は5000人ですから、それを上回っておると。同じく下関市は、人口が23万8千人少々でございますけれども、これにつきましても、500×10の5000人を上回っているということで、今、議長の方で補足していただきましたように、最低500のサンプル数があれば、人口の大小に関係なく、同じような分析結果が得られるということでございます。

(議 長)

はい。よろしゅうございましょうか。それでは、ほかに。草田委員、恐れ入ります。どうぞ。

(草田委員)

私は初めて参加させていただくので、質問がちょっと的を得ていないかも知れませんが、この人権に関する県民意識調査の中の内、設問とか回答に関しては、この審議会はどういうふうに関わり合っているのでしょうか。

(議 長)

事務局の方から回答をお願いいたします。

(人権対策室次長)

はい。この県民の意識調査につきましてはですね、これまで過去2年間、この審議会ですいろいろな人権課題について御意見を賜りました。そういったものを参考にしながら、また、やはりこういった県民の意識調査というものにつきましては、本県だけの問題ではなくてですね、全国的な状況とも比較してみる必要があるということもございまして、平成15年と19年に内閣府がこういった人権に関する意識調査を実施をいたしております。そういったこと等も踏まえまして、事務局の独断ということではなくて、これまで審議会の中でいただきました御意見、それから全国的な国の調査の内容、そういったものを加味をいたしまして、今回、県民意識調査を実施をするということで皆さま方に御報告をいたしておるものでございます。また、この意識調査の結果につきましては、先ほども申し上げましたように、年度内を目途に内容を取りまとめたいというふうに思っております。

従いまして、それにつきましては、またこの審議会にも御報告させていただきまして、県民の皆さま方の意識を踏まえた上で、いろいろな御意見をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。それで、よろしゅうございますか。

(草田委員)

はい、わかりました。ちょっと意見を言わせていただければ、こういった審議会に諮った施策を、県独自で、山口県としての特色を出されているのであれば、その設問を中に入れて、何番目かわかりませんが、それを反映させていただいた方がいいのではないかと私は思いましたけれども。はい。ありがとうございました。

(議 長)

他にございませんでしょうか。はい、岡山委員さん、どうぞ。

(岡山委員)

いつも仕事で忙しい中で、こういったアンケート調査というのがたくさん来るんですね。後回しにしてみたり、また今度にといいことで、そのうち忘れてしまうことが多いもので、こういった調査をお願いするときに、初めて山口県で行う人権に関する県民意識調査ですと、正しい調査がしたいので是非お忙しいと思いますが協力の方をお願いしますということを、やはりしっかりと、皆さんの一つ一つの意見がですね、この調査に正しいものに出てくる、その意識調査の大切なところだということを頭にどんと載せて、是非お願いしたいという文章を載せるべきだと思います。今、記入上のお願いが一杯書いてありますが、あれだけを書いて、そのままだと、後回しになってしまう可能性が強いものですから、是非、そのようにお願いしたいと思います。

(議 長)

はい、どうぞ。

(人権対策室次長)

確かに今、岡山委員さんから御意見がございましたように、山口県としては初めて実施をするということで、私どもも、県民の多くの皆さま方から御回答をいただきたいというふうに考えております。今いただきました御意見につきましては、事務局の方でも検討させていただきたいと思います。

(議 長)

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(岸委員)

質問ではなくて意見なんですけれども、ある大学の先生からお聞きしましたところ、こういうアンケートの回収率を上げるには、紙の色をですね、黄緑色にしたら上がるそうです。なぜか浅黄色だと上がるそうです。はい。以上です。

(議 長)

はい、ありがとうございます。

(人権対策室次長)

大変貴重な意見ありがとうございました。

(議 長)

他にございますでしょうか。それでは、人権に関する県民意識調査について御意見いただきました。初めての調査ということでございますので、結果について、私どもも大変期待しております。どうぞ、事務局の方、回収率ができるだけ上がるような努力をお願いいたします。それでは続いて、議題4の平成20年度人権啓発について、事務局から説明をお願いいたします。

(人権対策室次長)

それでは、再び私の方から御説明させていただきます。資料に1枚ものといまして、平成20年度人権対策室啓発活動体系という1ペーパーをお配りいたしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。私どもにおきましては、体系にお示しをいたしておりますとおり、大きく分けまして、年間を通じた啓発、それから月間を設定して実施する啓発、旬間を設定して。

(草田委員)

資料がないんですが。

(議 長)

はい、少しお待ちください。資料の確認をいたしますので。

(人権対策室次長)

大変申し訳ありません。事前に委員の皆さま方にお送りした資料の中にはございますが、私ども配慮が欠けておりました。ただいまお配りをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

この平成20年度人権対策室活動体系というこの1枚紙でございます。よろしゅうございますか。それでは改めて最初から御説明させていただきます。啓発につきましては、大きく分けまして年間を通じた啓発、月間を設定して実施する啓発、それと旬間を設定して実施する啓発ということで、3つの柱に沿った啓発を行っております。合わせまして、年に1度、一番下にございますように県民の皆さま方に身近に人権問題を考えていただくイベントといたしまして、毎年8月に夏休み期間をとらえまして、人権ふれあいフェスティバルを開催しております。

それでは、先ず、年間を通じました啓発につきまして御説明をさせていただきます。先ず、1つには、人権問題をテーマといたしまして、企画会社の提案によりますコンペ方式により作成をいたしますポスター、それと児童生徒からの応募作品を活用いたしましたポスター、この2種類のポスターを作成をいたしまして、そのポスターを、県の本庁や出先機関はもとより、市町や学校・企業・社会福祉施設等におきまして広く掲示をいたしましております。と同時に、テレビやラジオの広報媒体を活用したスポットの放映・放送を行うなど、創意工夫を凝らしながら県民の皆さま方に対する啓発を実施をいたしております。また、先ほど冒頭に御説明いたしました山口県人権推進指針につつま

しても広く県民の皆さま方への周知を図る観点から、県や市町における様々な研修会でお配りをし、県民の皆さま方それぞれのお立場での取組の推進をお願いをしているところでございます。

次に、月間を設定した啓発につきましては、12月4日から10日までの人権週間を含みます12月を人権啓発月間として設定をいたしております、人権問題への理解を深めるための様々な取組を実施をすることといたしております。先ず、12月4日から10日までの人権週間におきましては、山口地方法務局や市町との連携の下に、県内の各地での街頭啓発あるいはテレビ・ラジオの広報媒体を活用したスポットの放映・放送、さらには、新聞広告の掲載などを実施をすることといたしております。また、月間といたしましては、約1時間程度の人権問題をテーマとした啓発映画の放映、あるいは、JR駅舎内における人権啓発ポスターの掲示、さらには、バスへの啓発用看板の掲出などを実施をすることといたしております。

次に、旬間を設定した啓発といたしましては、11月11日から20日までを同和問題啓発推進旬間として設定いたしまして、同和問題に対する理解と認識を深めるための取組を実施することといたしております。実施する内容といたしましては、1つには、同和問題をテーマとして、企画会社の提案によるコンペ方式でのポスターを作成をいたしまして、そのポスターを市・町や学校・企業などに掲示をいたしますとともに、県の総合庁舎や市町における懸垂幕・横断幕の掲示、県の公用車やバスへの啓発用看板の掲出、さらには、広報媒体を活用した啓発などを実施をすることといたしております。

最後になりますが、毎年8月には、先ほど申し上げました県民の方々には人権問題を身近に考えていただく場を提供するということを目的といたしまして、人権ふれあいフェスティバルを開催をすることといたしております。お手元にチラシをお配りをいたしておりますので御覧をいただきたいと思っております。本年度は、来る8月30日に下松市のスターピアくだまつで開催をすることといたしております。このイベントは、平成10年度から実施をいたしまして、今年度で11回目ということになります。主な内容といたしましては、人権問題をテーマとした講演会、人権問題に関わるパネル資料展示、児童生徒募集作品の表彰、さらには、親子の皆さま方にも参加をしていただきやすいように、しおり作り、あるいは似顔絵コーナー、そういったものを取り入れました、ふれあいコーナーを設置するなどによりまして、より多くの方々、より多くの年齢層の方々に参加をしていただくための工夫を凝らしながら実施をすることといたしております。

以上、20年度の啓発活動の実施内容について御説明いたしましたが、人権問題に関わる啓発につきましては、こうした普遍的な啓発と個別の人権問題を所管する関係課が実施する、いわゆる子どもや女性など、個別の分野における啓発が車の両輪のごとく相まってはじめて効果的な啓発となるというものでございまして、こうした観点からは、今後とも個別課題を所管する関係各課との連携を密にしながら取り組んでまいりたいと思っております。また、地域におきましては、それぞれの地域の実情に応じた啓発が重要でありますことから、こうした観点からは、市町との連携も十分に図りながら啓発活動を実施してまいりたいと考えております。啓発活動につきましては、我々も創意工夫を凝らしながら実施をしてきておりますけれども、今後、委員の皆さま方の御意見も伺いながら、より充実した啓発活動になりますように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして説明を終わらせていただきます。

(議 長)

はい、ありがとうございます。20年度の人権啓発について説明がございましたけれども、何か御質問あるいは御意見等がございましたらお願いいたします。はい、中島委員どうぞ。

(中島委員)

3つほどお聞きしたいのですが、昨年度の実績でいいのですが、年間を通じて実施をするものの中で、山口県政出前トークの実施というのがあります。これの平成19年度の、いわゆる実績と中身、やっておられればどういう中身なのか。

もう1つはですね、啓発の2つ目のところに、啓発ビデオ・パネルの貸し出しというのがありますけれども、これはどういうふうな形で県として貸出しをしますよという方法を取っておられるのか、例えば、県広報で流してますよということなのか、インターネット上で流してありますよということに留まるのか、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

最後にもう1点は、今年の人権ふれあいフェスティバルの関係であります。主催のところで、県と教育委員会、下松もちろんそうでしょうけれども、今一度ですね、山口県人権啓発活動ネットワーク協議会なるものの中身を、もう一度説明をしていただきたい。あまり日ごろ聞き慣れないものですから、どういう活動をされているのかということも含めてなんですけれども、県が人権に関わる部分で取組をされる時に、このネットワーク協議会というのがたびたび出てくるんですね。なかなかわかりにくい部分なんです。それと人権ふれあいフェスティバルの関係では、共催で地方法務局あるいは各市町及び市町教育委員会が共催になってますんで、十分協力をしていただきたいというのを県の方からも再度ですね、依頼をするというような形も取っていただきたいなど。聞くところによると、あまり自分のところ、例えば行政なんかでも自分のところでそれぞれ行いますので、共催という感覚があるのかないのかということも含めてですね、若干そういうケースがありましたので、きちんと依頼をすべきだろうというように思います。

(議 長)

少し待って下さい。先に、今の質問について事務局の方からお願いします。

(人権対策室次長)

それでは、今の中島委員さんの方からの啓発活動体系に関わります御質問についてお答えいたします。まず、県政出前トークの実施の実績と内容についてということでございます。昨年度におきましては4回、私どもの方に出前講座の要請がございまして、失礼しました、5回でございます。5回ございまして、私どもの方の職員が出掛けて行ってお話をしております。それにつきましては、山口県人権推進指針をベースにいたしまして、県での取組、それから先ほど申し上げましたように、例えば、行政が相手であれば行政での取組のお願い、あるいは、社会福祉施設等でもありましたけれども、これにつきましては、社会福祉施設等での人権問題を踏まえた上での取組、そういったものにつきまして、私の方からお話をさせていただいております。

それから、2点目の啓発ビデオ・パネルの貸出しということがございますけれども、これにつきましては、現在のところ、市町だけを対象に、それぞれ市町の行う啓発活動

に資するという事で市町のみで貸出しをいたしております。従いまして、私どもの年度初めに開催いたします市町の主管課長会議におきまして、そういった貸出しができるビデオ・パネル等をお示しをいたしまして、市町からの申込みを受付次第、貸出しをしているということでございます。

それから、ふれあいフェスティバルに関しまして2点ございました。1点目は、山口県人権啓発活動ネットワーク協議会の内容についてでございますけれども、これにつきましては、法務省サイドで広く山口県全域を対象にして、行政機関あるいは関係機関が連携を取りながら、人権に関する啓発を進めていこうという形の中で、設置がされた協議会でございます。

次に、最後でございますが、共催ということでそこに機関が掲げてありますが、中には、そういった共催ということで名前を連ねながらも十分な協力ができてない事例もあるという御指摘でございます。私どもの方もそこに掲げておりますように、法務局、人権擁護委員連合会、市町会そういった機関とは、これまでも連携を取りながらいろんな啓発について実施をいたしておりますけれども、今の御意見を踏まえまして、より一層協力がいただけるように、今一度、関係機関の方には協力要請をしっかりとまいりたいというふうに思います。以上でございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。中島委員、よろしゅうございますか。はい、それでは続いて岸委員さん、どうぞ。

(岸委員)

私も出前トークのことをちょっとお聞きしたいんですけども、実績は今お伺いしましたので、あとどのような形で出前トークというものがあることを宣伝されているのかということと、それから団体とか、あとは個人でもお願いできるのかということと。そのお願いした方は何をすればいいのか、会場は私たちが取るとか、そういう手順みたいなことを教えて下さい。

(人権対策室次長)

この出前トークにつきましても仕組みそのものはですね、広報広聴課というところで所管をしております。だいたいの流れといたしまして、個人であろうが団体等であろうが、それは問いません。県の広報広聴課のホームページの方にも様式が掲載されておりますけれども、それに基づきまして、要は出前トークをお願いしたい内容ですね、講義内容、そういったものを書かれて申込書を出されますと、広報広聴課の方で聞きたいという内容に照らしたところを選定をして、例えば、人権に関することであれば、私どもの方にその申込書が回ってまいります。回ってまいりました段階で、私どもの方から直接出前トークを申し入れられた方と連絡を取り合いまして、具体的な時間割とか具体的にお聞きになりたい中身とか、そういったものを直接お話をしまして、出掛けていくということになります。会場につきましては、基本的には申出をなされた方の方で御用意をいただくということになっております。

私どもの方では、先ほど申しましたように、市町の主管課長会議とか、いろんな研修に出て行ってお話をしておりますので、そういった場では、この指針に関する内容につ

きまして、出前トークをさせていただきますということも周知をいたしておりますし、広報広聴課の今のホームページの中には、それぞれ所管課がどういったことについて出前トークをしますよという項目が記載されております。従いまして、そういったものを参考にいただきながらお申込みをいただければいいのではないかと思います。

(岸委員)

ありがとうございます。ホームページをなかなか見れない方もいらっしゃると思いますので、もしよかったらそういうまとまったものを広報広聴課ですか、そちらの方からでも、行政、いろんな市町村とかに出していただければありがたいという気がしますので、お願いします。

(人権対策室次長)

確かに、ホームページ、皆さんが見ていらっしゃるとは限りません。広報広聴課の方でも、そういったこともございますので、年に1回は、ふれあいやまぐち、毎月発行の県の広報誌がございますね、それに年1回はですね、こういった内容については、こういった課で出前トークをいたしますよと載せておりますけれども、本審議会におきまして、より広く皆さま方に内容を周知した方がいいのではないかとというのが御意見があったことにつきましては、担当課の方にも十分伝えてまいりたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。その他いかがでございましょうか。はい、高木委員、お願いします。

(高木委員)

すいません。それでは1、2点お尋ねいたしますが、年間を通じての実施するポスターの掲示の関係でございまして、終わりに書いてありますように、JR駅舎内等と書いてありますけれども、これ無人駅なんかも対象にですね、全部掲示をされるのかどうなのかを先ずお聞きしたいと思います。

それから、体系とは別ですけど、指針にありますように相談関係がございましてね。相談関係で昨年1年間、どの程度の相談が、何件程度あったのかを、わかれば教えてくださいたいと思います。2点をお願いします。

(議長)

事務局、お願いします。

(人権対策室次長)

年間を通じて実施する啓発の関係でございまして、年間を通じて実施するものの中に、JR駅舎内でのポスターの掲示というところでございます。これにつきましては、有人駅はもとよりでございますが、無人駅につきましてもポスターを掲示をいたしております。

それから、相談件数ということでございまして、これにつきましては、私どもの方ではいろいろな人権課題がございまして、例えば、子どもから始まりまして女性

・高齢者・障害者、そういったいろんな人権課題について相談がございます。これにつきましては、基本的には、それぞれの所管課の方で対応いたしております、私どもの方で全体像を、今のところ取りまとめておりません。県といたしましては、いろいろな相談窓口がございますので、県のホームページにも相談機関の一覧表を載せておりますし、いろいろな機会に御紹介を申し上げているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

(議長)

よろしゅうございませうか。はい、他にいかがでございますか。特にないようですので、以上で議題4を終了させていただきます。以上が本日予定しておりました議題でございまして、その他、何か皆さま方の方からございますでしょうか。はい、中島委員、どうぞ。

(中島委員)

1点だけ。指針の21ページに罪や非行を犯した人という項目があります。これの現状と課題なり、基本方針を解釈しますと、当然こういうケースの場合に保護司が絡まないといけないと。通常、委嘱等、法務大臣からの委嘱、あるいは、厚生労働大臣の委嘱等の関係で、例えば民生委員、人権擁護委員などは各市町で名簿的なものを記載して、電話番号、住所を記載して、どこにおられますよということを知らせてます。ただ、この保護司の場合ですね、私が連絡を取ったんですが、名簿を出せないと、表に。これはおそらく、法務大臣の委嘱だろうと思うんですけども、名簿が全県的な部分で、例えば市なり町の単位でそういう名簿が出せないというのはどういう理由なのか、これは県の方でちょっと調べていただきたいんですけども。いわゆる県民にそういう部分が、どなたがそういう任に就いておられるのか、いわゆる公ですからね、公に国務大臣が委嘱するわけですから、だからそういう意味では、やっぱり名簿が出せないというのがよくわからないし、それなら保護司さんの仕事というのを県民が理解しようとしてもできないですよ。

それで、今、言いましたように21ページの基本方針の関係を一生懸命やっついこうということになると、保護司さん抜きでは、これ、できませんよ。だからそのために、行政機関の働きかけ、あるいは、関係機関との連携ということを書いているわけですね。私は、どうしてもこれを公表できないというのが腑に落ちない。例えば、ここの審議会委員さんの関係ですね、ここでこういう部分が指針にあるけれども、うちの子どもがこうこうこうで、あなた県の委員やっておられると、ひとつ相談に乗ってくれないかと、保護司を紹介してくれというケースもあり得るはずなんです。しかし、そこで、もう万歳しなくちゃならないというようなことになります。

恐らくですね。市なり町を経由しての委嘱だろうと思うんですよ。市町が推薦をして。その市と町に聞いた部分で出せないんですよ。保護司会の看板は、県内たくさんありますよ。標語を作っておられますから。私は、そういう不透明な部分の国の委嘱の関係ではまずいのではなからうかと。保護司さんの名前がわかるのがまずいのだったら、人権擁護の委員さんの電話番号なり住所なり名前がわかるのもまずいでしょ。同じ理屈でしょ。そこらがよくわからないですね。これは県にも、若干話をしていますけれども、やっぱり県の方も国の方に説明を求めていただかないと、実態的な部分では保護司の関係が

機能して動きませんよということになりはしないかなど。いわゆる、国民、県民的な合意がないとね。非常にあれっという、自分自身がどういいますか、どうしようもない部分で苛立ちと、そういう相談を受けたらどうしようかなみたいなことになってしまいますね。

だから、すぐすぐはならないでしょうけれども、県の方におかれましてもですね、さっき言いましたように、国の方にも十分話をさせていただいて、それがやはり公開されるような部分にならないといけないのではないかというふうに思いますけれども、そのところよろしくをお願いします。

(議長)

それでは、事務局の方から、どうぞ。

(人権対策室長)

今、中島委員からいただきました御意見、保護司の問題につきましては、今もお話ありましたように、国の機関でございます保護観察所が所管をされておる業務でございます。いただきました御意見につきましては、また、私どもも保護観察所と話もしてみたいと思っておりますし、県の人権推進指針との関係につきましては、今後、私どもの方もこれを研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

(兼行委員)

勉強不足で保護司の委嘱関係を把握してませんので、ただそういったことも同じ法務省の機関ですので、今の点も含めてですね、保護観察所とも実情を把握したいというふうに思っています。

(議長)

それでは、この件は検討課題ということで、よろしくお願い申し上げます。

(加屋野委員)

関連で、ちょっと言っておいてよろしいですか。

(議長)

はい、どうぞ。

(加屋野委員)

すごく大事なことをおっしゃってくださったと思うんですが、私は、人権擁護のその中で、子どもの人権ということにかかわってるんですが、やまびこという機関誌を発行して、小学校の4年生以上それから中学生全員に配布してるんですが、それにも子ども専門委員のですね、かつてはそういうことの全部、名前・電話番号・住所ですね、全部公表して発行していたんです。ある時点で、個人情報保護条例ですかね、何かそういうような形が出たときに、委員の中でですね、そこまでするのはちょっとこらえてほしいというような形で出まして、今は市と名前というところで、縮小したようなことになって、

やまびこを発行しております。そういうことも含めて、やはり受けたからにはということで、もう一遍改めて考えてみたいなということは今強く反省して思いましたので、ありがとうございます。

(議長)

それでは、岩城委員、どうぞ。

(岩城委員)

私も更生保護、保護司をやっているのですが、担当しているところが田舎だとすね、「ああ岩城先生、あそこの家に入ったよ、夕方」とかね、そうなるとまずいというのがひとつあって、保護司であるということがあまりわかると、夕方あの家へ通っているというふうになると、あそこの息子何かしたのかみたいになったりするという気遣いをしていることがあります。

一方では今、小学校担当保護司、中学校担当保護司までいまして、犯罪予防ということで、もうちょっとオープンにやりましょうよというような声もあるわけです。だから、後は、もうちょっと大切なのは、県民、住民、市民がきちんと更生をしておられるということを理解して、それを応援してくれるような社会になれば、そんなこともなくなるのかもしれませんが、その辺りのところが大切です。そして、保護観察をするときには、必ず保護観察所からの委託を受けてやるわけで、私の方へ直接言って来られても、すぐに私が動くということとはできないみたいな感じがあります。いずれにせよ、犯罪予防というところは、しっかりやっていかないといけないだろうというふうに思っています。以上です。

(議長)

ありがとうございました。大変重要な課題を今、御指摘いただきまして、今後の検討課題とさせていただきます。大変恐縮です。時間が迫ってきておりますので、ここで議事を終了させていただきまして、最後に事務局の方から連絡事項等があればお願いします。

(人権対策室次長)

それでは、2点ほどお知らせさせていただきます。次回の審議会の開催でございますけれども、先ほど県民意識調査のところで御説明いたしましたとおり、本年9月に実施をいたしまして、調査票の回収から取りまとめまで約4か月間程度を要しますことから、次の審議会につきましては、年が明けまして2月頃に開催をさせていただけたらというふうに考えております。また、その時期が近づきましたら、私どもの方から委員の皆さま方にあらかじめ日程調整をさせていただきたいということでよろしくお願いを申し上げます。

それから、もう1点は、先ほど啓発のところで御説明を申し上げましたが、人権ふれあいフェスティバルでございます。今月の30日に下松市のスターピアにおいて開催をすることにしております。最終準備を今進めておりますけれども、この機会に、委員の皆さま方にも、お忙しい中ではございましょうが、御都合の許します限り、一人でも多くの方々に御参加をいただきますようお願いを申し上げまして、事務局からのお知らせ

せにさせていただきます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から、次回の会議の日程について連絡がありました。また、時期が近づきましたら、事務局の方から日程調整があると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、人権ふれあいフェスティバルについても、時間の許しませ限り、皆様御参加のほどを私からもお願ひ申し上げます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。委員の皆さま方には、議事進行に御協力いただき、大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。

(事務局)

それでは、以上をもちまして第5回の会議を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。